



KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

山下江法律事務所主催 第1回企業法務セミナー 大盛況！！

去る1月25日(火)18:30～八丁堀シャンテにて、当事務所主催の第1回企業法務セミナー「残業代請求への対応について」(講師:山下江)を開催しました。

当日は、100名近い参加者にご出席いただき、お陰さまで2時間のセミナーを大盛況の内に終えることができました。当日実施したアンケートでは、90%の参加者から「大変参考になった」、「参考になった」とのご回答を頂き、21%の方が相談をご希望くださいました。

次回セミナーは、5月24日(火)開催です(詳細は本ニュースレター4ページ「法律事情なう」をご参照ください)。

今回に引き続き、参加者の皆様にご満足いただけるセミナーになるよう準備をしております。皆様のご参加をお待ちしております。



第1回企業法務セミナー(2011年1月25日)

弁護士 ON・OFF

第5回

弁護士 山口 卓



私は大して読書家というわけではないのですが、今回は一時期好んで読んでいた本についてお話しします。

かなり昔ですが、「本当は恐ろしいグリム童話」という書籍が流行り、同類の書籍がこぞって出版されました。最初は流行っているからという理由で読み始めたのですが、その後何冊か同類の書籍を読みました。

現在、絵本やディズニー映画などで童話がかなり浸透していますが、原作にはかなり残酷な描写や性的な描写がされていることがあります。そのため、グリム童話では、幼い子どもに聴かせるのに適切ではないなどの理由から、版を重ねる毎に少しずつ物語を改変し

たそうです。残酷な描写や性的な描写がなされているのは、物語ができた時代と現在とは社会的背景が全く違うためであり、そこを理解しながら原作に当たると面白いと思います。

これらの本を読むと、健気で優しいシンデレラですが、実は計算高く残酷な一面を持っているとか、白雪姫を追放した女王は実母であり、娘への嫉妬から追放したわけではない深い理由があるとか、赤ずきんちゃんは自力で逃げ出したなど、興味深い話が出てきます。

たまには、こうした良くも悪くも人間臭い童話を読み味わってみるのも面白いのではないのでしょうか。

☞『本当は恐ろしいグリム童話』

桐生操著、ベストセラーズ、1998年



弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第5回

契約の種類とその効果(2)

前号では、13種類の典型契約のうち売買契約について説明してきました。売買契約の最後に、割賦販売・クレジット販売について簡単に触れます。

割賦販売・クレジット販売

割賦販売とは、売主が商品の頭金を支払ってもらったのみで商品を買主に引渡し、残代金を長期分割支払とする販売形態です。残代金回収のために、残額支払われるまで、その商品の所有権が売主に留保されます(所有権留保)。次の2つの約定がなされます。

失権約款。買主が代金の支払いを怠ったとき、当然に売買契約は効力を失い(解除され)、売主は無催告で目的物の返還請求ができるものとするものです。

期限の利益喪失約款。買主に残代金分割支払の不履行があったとき、買主は分割支払の利益を失い、残代金を一括で支払わなくてはならないとするものです。

クレジット販売とは、商品代金を、買主ではなくクレジット会社が売主に対して立て替えて支払い、買主はクレジット会社に対して立て替えてもらった代金をクレジット会社に対し支払うという3者契約です。買主が分割支払をするときは、商品に対する所有権留保はクレジット会社が行うこととなります。

貸借契約

貸借契約とは、物の使用価値を一時的に相手方に委譲する契約で、消費貸借・使用貸借・賃貸借の3種類の典型契約があります。

消費貸借とは、借主は目的物の所有権を取得し、これを消費したうえで、同種・同等・同量の別の物を返還する契約です。

使用貸借・賃貸借とは、目的物の所有権が貸主に保留され、借主は目的物を処分しないで借りた物を返還する契約ですが、無償のものが使用貸借、有償のものが賃貸借です。



消費貸借

もっとも普通なのは金銭の消費貸借です。利息。借主の利息支払義務は特約によって生じます。ただし、商人間の金銭消費貸借は当然に利息付きとなります。利息は数値の約定がなければ、民事5%、商事6%となります。

貸金の返還時期の定めがない場合には、貸主はいつでも、相当の期間を定めて返還の催告をすることができます。借主はいつでも、返還することができます。

貸す場合の注意点

①当然のことながら、借主が返済できるかどうか、その信用状態を確かめなければなり



ません。②後で争いにならないように、必ず書面化すべきです。金額、利息、遅延損害金、返済期限、期限の利益喪失約款（分割支払のとき）など、明記するべきです。③担保や保証人など、返済確実化の手段を講ずべきでしょう。

準消費貸借

当事者間に売買代金等の金銭債権があるときに、これを貸金に切り替える契約です。メリットは次の4点です。

①新たに利息を決めることができます。当事者の同意があれば、当初の利息より高い利息を決めることもできます。

②新たに連帯保証人を付け、また、物的担保を付けることもできます。

③時効を延長できます。すなわち、売買であれば代金請求権の時効は2年と短いのですが、これを貸金契約に切り替えれば、5年（商事債権）か10年（民事債権）に延長できます。

④切り替える際に、公正証書を作成することができます。公正証書は公証役場にて公証人が作成する公文書です。公正証書には高い証明力がある他、執行認諾文言（債務不履行の場合直ちに強制執行に服する旨の記載）があれば、裁判所の判決無しに強制執行ができます。

事務局コラム 第5回 「グアムの海」

I. E

毎年恒例の事務所旅行でグアムに行きました。極寒の日本から飛行機で出発して3時間ちょっとで到着する常夏の島。湿気を帯びた空気と照りつける太陽が日本の7月と重なりましたが、その景色は非日常的な、まさに南国パラダイスでした。

ホテルの部屋に到着すると、そこで私たちを迎えてくれたのは、ベランダ越しに見える大きな虹（写真参照）。真っ青な海につきささる七色の光、大興奮でした！

グアムではほぼ毎週土曜日に各地で「5K」と呼ばれるランニングイベントが開催されているとの情報を入手し、当日すべりこみエントリー。早朝6時、夜明け前の真っ暗闇の中、600人を超える市民ランナーが一斉にスタート。中には赤ちゃんを乗せたベビーカーを押しながら走り抜ける人がいたり、思い思いに楽しんでいる様々な人種の人に囲まれて

テンションも上昇↑。寝不足や旅の疲れを忘れ、とてもさわやかな気分でゴールすることができました。かねてよりハワイのホノルルマラソンにいつかはチャレンジ・・・と思っていたのですが、すぐにでもエントリーしたくてもうずうずしています。



グアムの海(2011年2月)



法律事情なう

◆債務整理事件処理の規律を定める規程

日本弁護士連合会は、2月9日の総会にて、「債務整理事件処理の規律を定める規定」を制定し、これまでの倫理規定を法律(違反の場合には罰則が科せられる)としました。主な内容は以下の3点です。

- ① 弁護士による直接面談の原則
- ② 事件処理方針及び不利益事項の説明
- ③ 弁護士報酬規制

この法律は、4月1日受任の事件から適用されます。当事務所では、弁護士直接面談は当然のこととして行ってきました。ところが、東京や大阪などの一部事務所では、弁護士が面談することなく、事務員に大量に処理させたことから、混乱が生じていたものです。当事務所は、このような事態を避けるべく、広くTV、ラジオなどを通して、「広島でのトラブルの解決は、地元広島の弁護士へ」というキャンペーンを行ってきました。法律問題で困ったことがあれば、お気軽にご相談いただける存在であるべく今後も所員一同精進してまいります。

◆セミナー開催のご案内

山下江法律事務所では、年3回、1、5、9月の第4火曜日18時30分～2時間の企業法務セミ

ナーを開催します。皆様のご参加をお待ちしております。

- ・第2回:5月24日 講師 弁護士 山下江「取締役の経営責任と企業の社会的責任(CSR)」
- ・第3回:9月27日 講師 弁護士 山下江「中小企業と独占禁止法」

◆KKC 交流会のご報告と次回のお知らせ

去る2月19日、当事務所所長山下江が理事長、当事務所に事務局をおくNPO 法人広島経済活性化推進倶楽部(略称KKC)の「第14回起業家・投資家・専門家『お見合い』交流会」が開催されました。お陰さまで60余名の参加者の皆様が、それぞれの感動を胸に互いの交流を深めてくださいました。

☞ブログ「なやみよまるく」>2/21「大自然を求めて海に出たが、得たものは人と人の繋がりがだった！」
次回6月18日(土)開催の第15回交流会は、KKC 創立10周年記念となります。昨年200万部の大ベストセラーとなった「もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら」の著者である岩崎夏海氏の記念講演、広島ジュニアマリンバアンサンブルによる演奏、KKCを契機に出資が実現した起業家による経過報告をお届けします。詳しいご案内は次号(5月号)の本ニュースレターKAIROに同封いたしますチラシをご参照ください。



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703

営業時間：平日 9時～18時

TEL：0570-008450 / FAX：0570-008455

電話受付：平日 9時～21時、土曜10時～17時

相談時間：月曜 9時～21時(夜間相談有り)、火曜～金曜 9時～18時、土曜10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL：info@law-yamashita.com メール受付：年中無休24時間対応